

自転車保険 入ってますか？

令和2年10月1日から 自転車保険への加入が 義務となりました

～福岡県自転車条例改正～

全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることなど、最近の自転車を取り巻く状況の変化に対応するため、自転車条例が改正されました。

万が一事故を起こしてしまったときに備えて自転車保険に加入するなど、事業者としても以下の点を踏まえて自転車の安全利用に取り組んでいただきますようお願いいたします。



自転車条例改正の主なポイント

自転車保険の加入義務(令和2年10月1日施行)

○全国的な自転車事故での高額賠償事例の発生

賠償額

約9,521万円

高額賠償の事例

小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭がい骨骨折などで意識不明の重体となった。

保険
加入
義務化

対象者

自転車を利用する人
(子どもが利用する場合はその保護者)

従業員に自転車を利用させる事業者

自転車貸付業者(県への届出義務があります)

※事業者・学校は、通勤・通学に自転車を利用する人の保険加入を確認しましょう。

その他の改正ポイント

事故の際の負傷者の救護・警察への報告義務

○自転車事故が起きたときには、負傷者を救護し、警察に報告しなければなりません。



交通事故をなくす福岡県県民運動本部
(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)



自転車保険
の取扱事業
者はこちら
から

福岡県自転車条例

自転車の安全で適正な利用の 促進及び活用の推進に関する条例

自転車は車両です。交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

自転車の安全利用の促進

○夜間のライト点灯



○ブレーキを備えていない自転車の運転禁止



○飲酒運転の禁止



幼児・児童・高齢者の ヘルメットの着用

保護者・ご家族の皆さん、児童・高齢者の方へ、ヘルメットの着用を呼びかけましょう。



自転車の点検及び整備

反射器材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効きなどの自己点検をしましょう。



これらの「ながら運転」は禁止行為です

傘を
さしながら



大音量で
音楽等を
聴きながら



スマホや
携帯を
操作しながら



詳しくは、福岡県のホームページを！

問合せ先：福岡県生活安全課

福岡県 自転車条例

検索

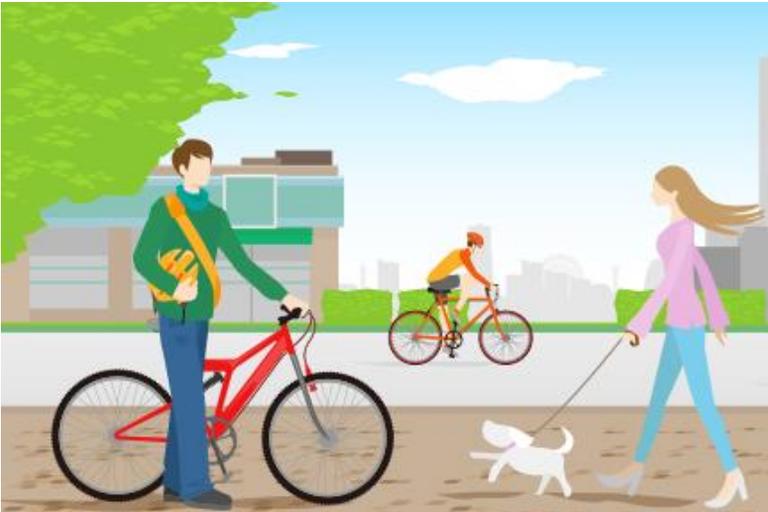
☎092-643-3167



自転車条例

ネットde 保険 @さいくる

ネットde 保険 @さいくるは、 自転車利用者のリスクに備える保険です



- 特徴 1** 事故の相手に対する賠償責任を最大**3億円**まで補償します！
- 特徴 2** 保険会社による**示談交渉サービス付き**なので安心！
- 特徴 3** 自転車事故の他、**交通事故によるご自身のケガ**も補償！
- 特徴 4** インターネットによる**簡単な手続き**！
保険料のお支払いは便利な**クレジットカード**払い！

サイクリングや通勤・通学中など、自転車事故における次のリスクをしっかりと補償します！

加害者となり、損害賠償責任を負った場合の補償※1

1. 自転車で相手をケガさせた。
2. 自転車で他人の財物を壊した。



ご自身のケガの補償※1

3. 自転車で転倒してケガをした。



※1: 補償対象となる事故は自転車事故に限られません。詳細は「ネットde 保険 @さいくる」ご契約手続画面をご確認ください。

ご契約プラン(本人型の例)

	Aコース	Bコース	Cコース
ご自身のケガの補償			
死亡・後遺障害保険金額 (後遺障害等級第1～7級限定)	500万円	500万円	290万円
入院保険金日額	6,000円	6,000円	4,000円
通院保険金日額	1,000円	-	-
日常生活賠償保険金額	3億円	3億円	3億円
年間保険料	7,230円	5,320円	3,990円

- (注1) 家族型・夫婦型・配偶者対象外型のコースもご用意しています。
 (注2) 後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～42%をお支払いたします。
 (注3) 手術を受けた場合は手術保険金(入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍)をお支払いたします。

近年相次ぐ自転車による高額賠償事故にも対応できるよう、十分な保険金額となっています。

判決	賠償額※2	事故の概要
神戸地裁 2013年 7月4日判決	約 9,500 万円	小学生の児童が自転車で坂を下っている際に女性と衝突。被害者は寝たきりの状態となった。
東京地裁 2008年 6月5日判決	約 9,300 万円	男子高校生が車道を横断し、対向車線の自転車の男性と衝突。被害者には後遺障害が残った。
東京地裁 2014年 1月28日判決	約 4,700 万円	男性が信号を無視して交差点に進入し、横断中の女性と衝突。被害者は頭を打ち死亡した。

※2: 判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。

パソコンまたはスマートフォンからいつでも契約OK！

福岡医師協同組合 三井住友海上



検索サイトまたは左のQRコードからご契約手続画面にアクセス！
ご契約手続きの流れは裏面へ



ご契約手続きの流れ

3つのステップで簡単にご契約いただけます。

STEP 1



検索サイトあるいは本チラシ表面のQRコードから@さいくるのご契約手続き画面にアクセスします。

STEP 2



ご契約手続き画面に沿って、お客さまの情報を入力し、ご契約タイプ・コースを選択します。所要時間約10分でお手続きできます。

STEP 3



契約完了

「お申込み」ボタンを押すとお手続きが完了し、ご契約成立となります。

ご注意

- 被保険者(補償の対象者)について
被保険者ご本人としてご加入いただける方は、始期日時点における年齢が満69才以下の方です。
- この保険の保険期間は、1年間です。毎年ご継続手続きが必要です。
- 満期日時点でこの保険の引受範囲外となった場合や保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 日常生活賠償特約の被保険者の範囲は、「本人型」等プランの種類に関わらず次のとおりとなります(本人が満22才以下の場合で、かつ、被保険者の範囲が本人型の場合には被保険者の範囲に関する特約(親権者補償用)がセットされるため、一部被保険者の範囲が異なります)。
 - ①本人
 - ②配偶者
 - ③本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族(*1)
 - ④本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
 - ⑤上記のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
 - (*1)「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 - (*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の親族(*1)に限ります。
- 死亡・後遺障害保険金額について
 - ①次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」(*2)と合計して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
 - ・始期日時点で被保険者(*3)が満15才未満の場合
 - ・保険契約者と被保険者(*3)(満15才以上)が異なる場合
 - ②本人型以外の場合、被保険者ご本人以外の被保険者(被保険者ご本人の配偶者および親族)についてご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」(*2)と合計して、被保険者1名につき1,000万円が上限となります。
 - (*2)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、パーソナル総合傷害保険、交通事故傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
 - (*3)本人型以外の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

このチラシは、保険の特徴を説明したものです。保険料、補償内容、ご加入条件等の詳細は「ネットde保険@さいくる」ご契約手続き画面をご確認ください。また、法令により、保険募集人以外は保険の勧誘や補償内容の説明は行えません。保険料、補償内容、ご加入条件等に対するご不明点がございましたら、下記取扱代理店(お問い合わせ先)にご連絡をお願いします。

三井住友海上火災保険株式会社

●取扱代理店(お問い合わせ先)

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9
三井住友海上 駿河台ビル
三井住友海上インターネットデスク
電話:0120-933-504(無料)
電話受付時間:月~金曜日 9:00~17:00
(土日・祝日・年末年始は休業させていただきます)